

みえヘリテージの会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は「みえヘリテージの会」(以下、「本会」と称する)という。

(組織構成)

第2条 本会は一般社団法人三重県建築士会 文化庁事業実施特別委員会(以下、「委員会」と称する)の下に属する。

(事務局)

第3条 本会の事務局を一般社団法人三重県建築士会(以下「士会」と称する)に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 歴史的建造物の保全・活用に係わる専門家(以下「ヘリテージマネージャー」と称する)で構成する地域ネットワークが県内において連携し、ヘリテージマネージャーの情報交流、研鑽及び文化的に価値ある建造物の掘り起し等を行うことにより、歴史的建造物の保全・活用の促進に資することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 地域文化遺産に関する情報発信および講演会等の案内
- 2) ヘリテージマネージャーのスキルアップを図る事業
- 3) 県内歴史的建造物の掘り起し及び調査
- 4) 登録有形文化財に関する調査及び申請に係る助言等
- 5) 歴史的建造物の地震・耐風等の発生後における被災調査
- 6) 関連諸団体との交流・連携の促進
- 7) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員)

第6条 本会の会員は、下記の何れかの1要件を満たす者で構成する。

- 1) 本会の趣旨に賛同する士会会員、個人又は団体
- 2) 「歴史的建造物の保全・活用に係る専門家」育成養成講座を受講し、修了した者

(特別会員)

第7条 本会に特別会員を置くことができる。

- 1) 委員会が主催する文化財に関する事業に功績があり、世話人会が認めたもの。
- 2) 文化財(建造物等)に関する専門的知識に卓越し、世話人会が認めたもの。

- 2 特別会員は、この会の運営や事業に助言や協力を行うもとするが、議決権を持たない。

(会員の資質)

第8条 会員は本会の事業達成のために、ヘリテージマネージャーとしての資質向上と会員同士のスキルアップに努めなければならない。

(入会)

第9条 本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を提出し、世話人会の承認を得なければならない。

(会費)

第10条 会員は、世話人会が別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 1) 退会したとき。
- 2) 死亡し、もしくは失踪宣告を受けた時。
- 3) 除名されたとき。

(退会)

第12条 会員は、別に定める退会届を世話人会に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第13条 会員が次の各号の一に該当するときは、世話人会の議決を経て、代表世話人がこれを除名することができる。

- 1) 士会の定款その他の規則に違反したとき。
- 2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 3) その他除名に値する正当な事由があるとき。

第4章 世話人会等

(種類及び定数)

第14条 本会に次の世話人を置き役員会とする

代表世話人 1人、副代表世話人 2名、世話人 若干名、会計 1名

(世話人の選任等)

第15条 代表世話人は委員会委員の中から選出し、士会理事会の承認を得るものとする。

- 2 副代表世話人及び他の世話人等は代表世話人が会員の中から指名する。

(世話人の職務・権限)

第16条 世話人は、この規約で定めるところにより本会を運営をする。

- 2 代表世話人は、本会を代表し本会の業務を執行する。
- 3 副代表世話人は、代表世話人を補佐し、代表世話人が欠けた時はその職務を代行する。

4 世話人及び世話人は、世話人会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

(世話人の任期)

第17条 本会の世話人の任期は2年とし士会役員改選時までとする。ただし再任を妨げない。

(世話人会の業務)

第18条 世話人会は、本会の目的を達成するため、以下の業務を執行する

- 1) 活動方針の決定
- 2) 地区間の交流
- 3) 会員への情報提供
- 4) その他、必要な事項

(定足数)

第19条 世話人会は、代表世話人が招集し、世話人の過半数の出席が無ければ会議を開催することができない。

(議事録)

第20条 世話人会の議事録を作成する

- 2 出席した代表世話人及び世話人会で選任された議事録署名人1名は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 議事録は、委員会に報告する。

第5章 会計

(経費の支弁)

第21条 本会の経費は、士会からの事業費と、有志の寄付金その他によるものから充てる。

- 2 事業の内容によっては、別途に収支・決算をすることができるものとする。
- 3 世話人会の旅費等の支払いは、士会「旅費、日当、報酬などに関する内規」に準ずる。

(事業年度および報告)

第22条 本会の事業報告及び決算については、事業年度終了後、代表世話人が書類を作成し、委員会に提出し、士会理事会の承認を受けなければならない。

- 2 本会の事業年度は、士会の事業年度と同じとする。

(規約の改定)

第23条 本規約の改正は、世話人会に諮^{はか}り、委員会及び士会理事会の承認を得るものとする。

附 則

本規約は、平成27年7月8日より施行する。